

広島県告示第六百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和七年六月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	所在地	土砂災害警戒区域	
		土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域
平成三十年広島県告示第七十五号	広島県庄原市東城町久代、同市東城町新免及び同市東城町福代地内	区域の名称	土砂災害の発生原因と自然現象の土砂災害
		政光（一三五三〇―一）	急傾斜地の崩壊
		重松谷（一三五三九）	急傾斜地の崩壊
		新免（一三五五二）	急傾斜地の崩壊
		区域の名称	土砂災害の発生原因と自然現象の土砂災害
		政光（一三五三〇―一）	急傾斜地の崩壊
		重松谷（一三五三九）	急傾斜地の崩壊
		新免（一三五五二）	急傾斜地の崩壊
		区域の名称	土砂災害の発生原因と自然現象の土砂災害
		弘法谷（三九二七―二）	急傾斜地の崩壊
		弘法谷（三九二七―二）	急傾斜地の崩壊
		弘法谷（三九二七―二）	急傾斜地の崩壊